

○名寄市立大学条例

平成18年3月27日条例第83号

改正 平成19年9月5日条例第26号

平成27年6月2日条例第31号

平成30年3月27日条例第10号

名寄市立大学条例

(設置)

第1条 本市に市立大学（以下「本学」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名寄市立大学	北海道名寄市西4条北8丁目1番地1

(学部及び学科)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

学部	学科
保健福祉学部	栄養学科
	看護学科
	社会福祉学科
	社会保育学科

(職員)

第3条 本学に学長、教員、事務職員及びその他必要な職員を置き、職員の定数は、別に条例で定める。

(参与会)

第4条 本学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議するとともに、学長に対して助言又は提言を行うため、参与会を置く。

(委任)

第5条 本学の組織、管理及びその他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月5日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(市立名寄短期大学設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 市立名寄短期大学設置条例(平成18年名寄市条例第79号)

(2) 市立名寄短期大学の授業料等徴収条例(平成18年名寄市条例第80号)

(3) 市立名寄短期大学奨学資金貸付条例(平成18年名寄市条例第81号)

(4) 市立名寄短期大学の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成18年名寄市条例第57号)

(大学学生寮条例の一部改正)

4 大学学生寮条例(平成18年名寄市条例第82号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正)

5 名寄市立大学の授業料等徴収条例(平成18年名寄市条例第84号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

7 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例(平成18年名寄市条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年6月2日条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。